

今後の「技術士補」資格の在り方について (検討の視点)

視点 1

第一次試験合格者は、技術士補となる資格を有する（技術士法第4条第2項）が、そもそも「技術士補」は、法律を定めて設ける資格であることが必要か。

「第一次試験合格者」（又はこれに類似する名称）という呼称ではどうか。

視点 2

第一次試験合格者は、「技術士補」として「登録」することまで必要か。

（（これまでの考え）「登録」を必要とする理由）

- ・「技術士補」であっても、技術士の業務に深く関与することが不可欠
- ・業務に関与するには、秘密保持義務を課すことが重要
- ・単純な補助業務を行う者等と区別し、「技術士補」を管理するため、「登録」が必要

視点 3

上記「登録」する理由が、今後も必要か。

→ ・将来技術士となるのに必要な技能を修得することは必要

- ・技術士の下で技術士を補助することは必要か
- ・技術士の業務に関与し秘密保持義務等を課すとしても、「技術士補」を「管理」することが必要か

視点 4

上記「技術士の下で補助」が不要であれば、「技術士補」は不要か。

視点 5

第一次試験合格者に、将来技術士になろうとするインセンティブを付与するためには、「技術士補」に替わるふさわしい称号又は呼称がないか。

例)

- ・修習技術士、準技術士、公認技術士補（→公認技術士）、2級技術士（→1級技術士）
- ・修習技術者、他は？

※ 今後の第一次試験の目的（案）

国際的通用性を踏まえて、大学のエンジニアリング課程により習得すべき能力の確認

※ 「第一次試験」についても、「予備試験」等名称変更が必要か

視点 6

第二次試験受験申込者（平成25年度）のうち、「技術士補」として登録し、技術士を4年以上補助したことがある者は、わずか1.6%の申込者にすぎない。

現状をどのように考えるか。

称号（又は呼称）が必要であるとしても、「技術士補」でなくともよいのか、「技術士補」を登録しなくてもよいのか。

※平成25年度技術士第二次試験受験資格別申込者の割合（%）

① 「技術士補」として、指導技術士の下で実務経験4年以上（法第6条第2項第1号関係）	1.6%
② 職務上の監督者の下での実務経験4年以上（法第6条第2項第2号関係）	3.1%
③ 実務経験7年以上（法第6条第2項第3号関係）	95.3%

(参考1) 技術士法 関係箇所抜粋

第一章 総則

(定義)

第二条

2 この法律において「技術士補」とは、技術士となるのに必要な技能を修習するため、第三十二条第二項の登録を受け、技術士補の名称を用いて、前項に規定する業務について技術士を補助する者をいう。

第二章 技術士試験

(技術士試験の種類)

第四条

2 第一次試験に合格した者は、技術士補となる資格を有する。

(第二次試験)

第六条

2 次のいずれかに該当する者は、第二次試験を受けることができる。

- 一 技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの
- 二 前号に掲げる者のほか、科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者の監督（文部科学省令で定める要件に該当する内容のものに限る。）の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）
- 三 前二号に掲げる者のほか、前号に規定する業務に従事した者で、その従事した期間が文部科学省令で定める期間を超えるもの（技術士補となる資格を有するものに限る。）

第三章 技術士等の登録

(登録)

第三十二条

2 技術士補となる資格を有する者が技術士補となるには、その補助しようとする技術士（合格した第一次試験の技術部門（前条第二項の規定により技術士補となる資格を有する者にあつては、同項の課程に対応するものとして文部科学大臣が指定した技術部門。以下この項において同じ。）と同一の技術部門の登録を受けている技術士に限る。）を定め、技術士補登録簿に、氏名、生年月日、合格した第一次試験の技術部門の名称、その補助しようとする技術士の氏名、当該技術士の事務所の名称及び所在地その他文部科学省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(技術士登録証及び技術士補登録証)

第三十四条 文部科学大臣は、技術士又は技術士補の登録をしたときは、申請者にそれぞれ技術士登録証又は技術士補登録証（以下「登録証」と総称する。）を交付する。

2 登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名
- 三 生年月日
- 四 登録した技術部門の名称

第四章 技術士等の義務

(信用失墜行為の禁止)

第四十四条 技術士又は技術士補は、技術士若しくは技術士補の信用を傷つけ、又は技術士及び技術士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(技術士等の秘密保持義務)

第四十五条 技術士又は技術士補は、正当の理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。技術士又は技術士補でなくなった後においても、同様とする。

(技術士等の公益確保の責務)

第四十五条の二 技術士又は技術士補は、その業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

(技術士補の業務の制限等)

第四十七条 技術士補は、第二条第一項に規定する業務について技術士を補助する場合を除くほか、技術士補の名称を表示して当該業務を行つてはならない。

2 前条の規定は、技術士補がその補助する技術士の業務に関してする技術士補の名称の表示について準用する。

(参考2) 技術士法施行規則 関係箇所抜粋

(期間)

第十条 法第六条第二項第一号の文部科学省令で定める期間は、総合技術監理部門について受験する場合にあつては通算して七年とし、総合技術監理部門以外の技術部門について受験する場合にあつては通算して四年とする。

2 前項の期間については、法第六条第二項第二号に定める期間を算入することができる。

3 法第六条第二項第二号の文部科学省令で定める期間は、総合技術監理部門について受験する場合にあつては通算して七年（技術士補となる資格を得た後のものに限る。）とし、総合技術監理部門以外の技術部門について受験する場合にあつては通算して四年（技術士補となる資格を得た後のものに限る。）とする。

4 前項の期間については、法第六条第二項第一号に定める期間を算入することができる。

5 法第六条第二項第三号の文部科学省令で定める期間は、総合技術監理部門について受験する場合にあつては通算して十年（既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する者にあつては通算して七年）とし、総合技術監理部門以外の技術部門について受験する場合にあつては通算して七年とする。

6 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院修士課程（理科系統のものに限る。）若しくは専門職学位課程（理科系統のものに限る。）を修了し、又は博士課程（理科系統のものに限る。）に在学し、若しくは在学していた者にあつては、第一項、第三項又は前項に定める期間は、当該期間から、その在学した期間（二年を限度とする。）を減じた期間とする。

(監督の要件)

第十条の二 法第六条第二項第二号の文部科学省令で定める監督の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 科学技術に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が七年を超え、かつ、第二次試験を受けようとする者を適切に監督することができる職務上の地位にある者によるものであること。
- 二 第二次試験を受けようとする者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、前号に規定する業務について、指導、助言その他の適切な手段により行われるものであること。